

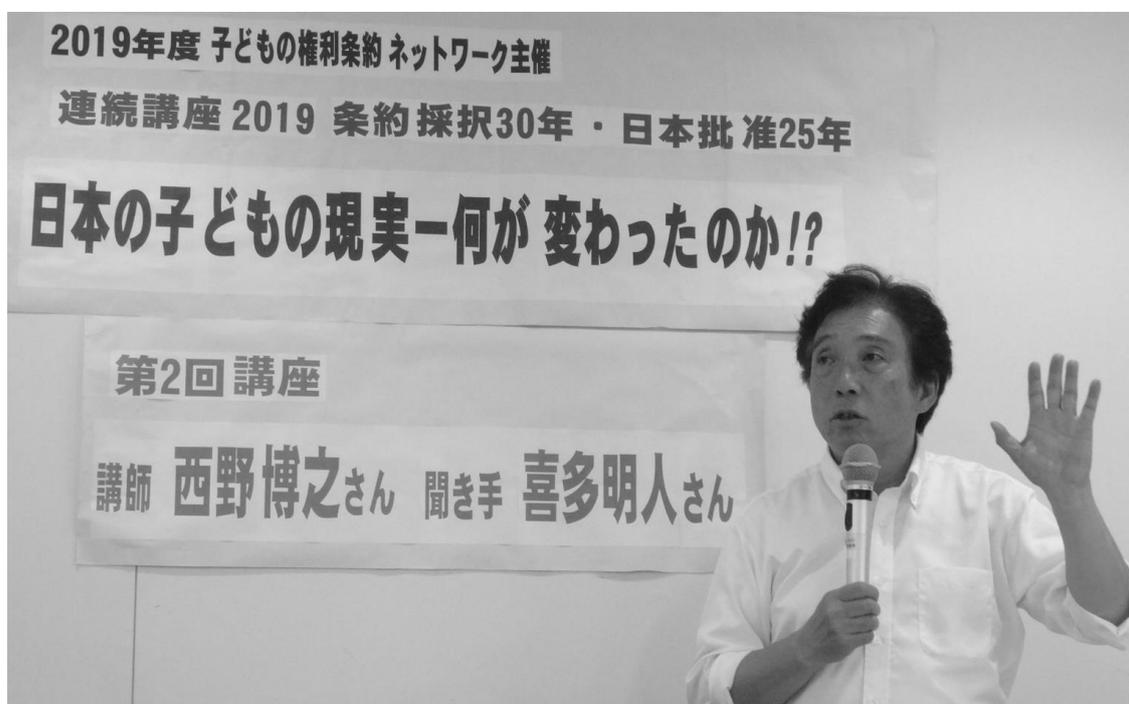
子どもの権利条約・国連採択 30 年 日本批准 25 年 記念特集

連続講座 第 2 回 子どもの現実はどう変わったか

生きづらさをかかえた子どもたちと向き合う

— ありのままの自分でいる権利のために —

にし の ひろゆき
西野 博之さん (川崎市子ども夢パーク所長・NPO 法人フリースペースたまりば理事長)



子どもの権利条約ネットワークでは、2019 年度をむかえ、子どもの権利条約採択 30 年、日本が批准して 25 年の節目に当たって、連続講座「日本の子どもの現実はどう変わったのか」を計画し、これを実践的に、かつ総合的に検証していきたいと考えました。

すでに、前号では、坪井節子さん（弁護士）から、（1）いじめ・非行、シェルターの現場の発信を、そして今号では、西野博之さん（川崎市子ども夢パーク所長）から、（2）「フリースペースえん」からの発信を、そして、天野秀昭さん（プレーワーカー協会理事）から、（3）プレーパークからの発信をお願いしました。聞き手は、西野さんには、喜多

明人さんが（子どもの権利条約ネットワーク代表）、天野さんには、林大介さん（同ネットワーク事務局長）が担当しました。

なお、今号では、川崎市子どもの権利条例に基づいて、全国に先駆けて設立された公設民営フリースペースえんをとりあげますが、関連して、昨年開催された「子どもの権利条約フォーラム IN とちぎ」で注目された栃木県高根沢町の町営フリースペース「ひよこの家」を小特集しました。ともに、普通教育機会確保法（2016 年成立）制定以前から、学校復帰を目的としない公設のフリースペースづくりに取り組んでいた先進例です。（天野講演は、次号で特集します—編集部）

NEWS LETTER No.137 CONTENTS

子どもの権利条約・国連採択 30 年 日本批准 25 年 記念特集

生きづらさをかかえた子どもたちと向き合う 西野博之 ……1

栃木県高根沢町町営フリースペース「ひよこの家」の挑戦

対談：宗俊貴恵さん×吉村寿美子さん ……3

対談-その 2 高橋かつのりさん×中野謙作さん ……5

検証：日本の子どもは今—その 1 子どもに向けられた体罰・暴力

子どもは体罰をどううけてとめてきたか？ 中川友生 …… 7

検証：日本の子どもは今—その 2 子どもの参加、子ども会議

47 の事業が子ども・若者の提案・提言の実現のための予算を確保

土肥潤也 ……10

本の紹介

保坂展人・リヒテルズ直子著 『親子が幸せになる 子どもの学び大革命』

赤池紀子 ……12

＜生きづらさをかかえた子どもたちと向き合って 30 年＞

こんにちは。きょうは夢パークのスタッフ同士の結婚式から駆け付けました。この結婚式は、子どもたちの運営で行われ、お手製のウエディングケーキ、子どもたちの笑顔に囲まれた新郎新婦など、できたてのほやほやの結婚式の写真をご覧ください。

＜学校に行かないで生きる＞

1980 代、すでに学校は「金属疲労」を起こしていました。イリチやパウロ・フレイレの「脱学校宣言」の本と出会い、大きく心を動かされました。世の中も根底から教育問題を考えていかねばという風潮が生まれており、自由の森学園ができた、学校に行かないで生きるなどという話題を提供した本も出版された時代でした。

わたしは、このころ 2 人の子どもとの出会いがなければ、こういう活動に入っていかなかったかもしれません。

＜男の子の涙、娘をもつお母さんの叫び＞

ひとり、「学校へ行けないのは、おとなになれないの」と目に涙をいっぱいためて泣いた男の子との出会いです。

また同じ時期に、「娘が学校に行けないのは、おまえの育て方が悪い」「嫁の血が汚れているからだ」と、夫とその一族から総攻撃を受けたお母さんが、娘と無理心中を図ろうとした事件にかかわったことも大きいです。さいわい今は「あのとき死なないうでよかった」といえる二人ですが、私が出会った子どもで、「なんで学校に行けないの」と責められ続け、救えなかった命は 33 年間で片手では足りない……そのことが私に活動を続けさせる原動力になっています。

＜学校の外に学校はいらない＞

私が社会に向けてはじめて書いた文章は、「学校の外に学校はいらない」という叫びにも似たものでした。「命と学校のどっちが重い？」と聞かれれば、「命が重いに決まっている」とだれでもわかることなのに、学校に来られないというだけで、どんなに責められ続けることか、その憤りから「生きていい」「生きてるだけで OK だ」という思いがつのり、フリースペースが生まれました。

今から 40 年前の学校は子どもたちがギリギリと追い詰められ、校内暴力の嵐が吹き荒れていました。そして「ゼロトレランス」の厳罰主義と徹底した管理教育がまかり通り、一気に校内暴力は減り、代わりに子どもたちのストレスはいじめとなって表れました。学校はますます閉塞し、「金属バット殺人事件」「体罰死事件」など、追い詰められた中学生が様々な事件を起こし、1997 年、神戸須磨の中学生が小学生を殺傷した「サカキバラ事件」は、「学校はここまで来たか」と愕然とさせられました。

川崎市では、不登校の生徒は 1300 人。当初兇相がかかわっていましたが、「教育問題は教育でやってください」と福祉が手を引き、総合教育センターが対応するようになったため、発達障害、茶髪金髪の子らは受け入れず、教師の扱いやすい子しか受け入れなくなり、結果的には、不登校の生徒の問題解決にはなりませんでした。

＜川崎がなぜ条約から条例にむかったか？＞

折しも、川崎市で条例をつくるとり組みが始まり、私は、フリースペースつまりばで実績を上げていたこともあり、条例制定に一役買うことになりました。2 年間に 200 回もの会議を積み重ね、反対する方もいっぱいでしたが、最終的には満場一致で条例が制定されました。「子どもをおとなの

パートナーとする」ことを基本にすえ、子どもを権利の主体として位置づけた条例でした。

なかでも 27 条の「居場所、ありのままの自分、休息、自由に遊ぶ…」という考えを通すのは苦勞しました。しかし、行政とは、話し合いに話し合いを重ね、お互いを理解し合い、折り合いを見つければ、盛り込むことができたのは大きな成果でした。教育委員会も行政もけっして一枚岩でなく、そこには必ず分かってくれる人、志のある人がいて、その人たちとともに活動することで実現するのだと痛感しました。

○「夢パークをつくるよ」

2000 年 5 月、行政から「居場所づくりをやるよ」と声がかかりました。270 人の子どもといっしょに「夢パークをつくるよ。どんな場所にしようか」と相談しながらつくりました。子どもたちの一番ほしい場所は「昼寝ができる場所」でした。子どもたちはそれほど疲れていたのですね。

夢パークでは、あらゆる場面で小さな失敗を積み重ねられます。安心して失敗できる環境づくりを心掛けました。1 万平方メートルの広い敷地内に、たき火がで、のこぎりやトンカチ、ナタなどが使えるプレーパークを開設しました。それから、朝 9 時から夜 9 時まで雨の日でもスポーツができる全天候型スポーツ広場、音楽スタジオなどがあり、その一角に「フリースペースえん」ができました。日本でも当時珍しい公設民営による不登校の子どもや引きこもり傾向の若者たちの居場所としてスタートしました。

＜年齢、国籍を問わず、誰でもが通える無料の「フリースペースえん」の誕生＞

子どもの権利条例のもとで出来上がったこのフリースペースは、障がいのあるなしや、年齢、国籍を問わず、来たいと思っている子ども、若者が誰でも通うことができます。利用料は原則無料で、経済的に困窮状態にある家庭の子ども、若者が数多く利用しています。

わたしたちは、一人ひとりの子どもの「いのち」を真ん中に置き、誰もが「生きている、ただそれだけで祝福される」そんな人と人との関係を築いていきたいと思ひます。

条約が掲げてきた「子どもの最善の利益」は何かを問い続けながら、既成の制度や仕組みに子どもを無理やり合わせるのではなく、子どもの「いのち」のほうへ、制度や仕組みを引き寄せてくる。わたしたちはそういう思いで活動し続けています。

＜できなさをさらけ出しても安心して生きていける関係を育む＞

みんなと同じことができるように子どもを変えようとするよりも、まずもってこの子のありのままをわかってくれる周りの理解者を増やすこと、できなさをさらけ出しても安心して生きていける、そんな人間関係を育むことのほうがよほど豊かなことだと考えています。

近頃、若者の自立支援という言葉をよく耳にするようになりましたが、「自立」とはなんでも一人でできるようになることではなく、「助けて」が言えること、他者に依存できる力を持つことなのではないかと思ひます。

人を信じ、自分に欠けているところを受け入れつつ、他人に助けをもらえる力を手に入れられたら……。困難をひとりで抱え込まずに、社会の中で育ちあう。「つながり」を絶たれた貧困の社会から抜け出すためにも、わたしたち「たまりば」が紡いできたまなざしを、これからも地域社会に発信し続けていきたいと思ひます。

「高根沢町フリースペースひよこの家」とは

16年前に町が設置した不登校のためのフリースペースです。このひよこの家は表面的な学校復帰を前提としない町営フリースペースとして、全国で初めての場所となりました。「ひよこの家」の名前は、そこで育った子どもたちがつけました。小さな町が起こした大きな奇跡ともいわれる普通教育機会確保法のモデルとなっているこのひよこの家の話を、当事者の方々からじっくり聞きたいと思っています。（編集部）

「ひよこの家」の全景（右写真）



自分と向き合い、 生きる力・信頼できるおとな・仲間を得る

—学校復帰を目的としない町営フリースペース「ひよこの家」を生きる

【対談】^{むねとし}宗俊 ^{まへ}貴恵さん（「ひよこの家」卒業生）

^{よしむら}芳村 ^{すみこ}寿美子さん（「ひよこの家」スタッフ・教育相談員）

芳村：宗俊貴恵さんは2008（平成20）年の9月、中学2年生の10月から中学3年の卒業まで「ひよこの家」に通ってきておりました。不登校になった経緯についてまず話してもらっていますか？

【「ひよこの家」との出会い】

宗俊：はい。まず不登校になったきっかけはやっぱり、中学2年時のいじめによるものなんですけれども。結構自分ではすごく耐えたつもりだったんですけれども・・・、なかなか学校に足を踏み入れることができなくなってしまっていました。それは精神的なものだけではなくて、学校の正門の前に母と着くと具合が悪くなってしまったりですとか、吐いちゃったりとか、熱が出たりとかして、もう、からだ自体が学校を拒否してる感じになってしまっていました。中学校2年生の6月から9月までずっとお休みして家にいてお母さんと二人でしゃべるだけの毎日みたいな感じの日々を過ごしていました。

9月1日に夏休みが明けて、中学校2年生の新しい学期に入るときにもう一回行こうと思ったんですけれども、学校では、「まだ生きてたんだ？」って言われてもう完全にシャットアウト。そこから

10月になるまで、また家に引きこもってたんです。その時に近所の方に「ひよこの家」を教えてもらって行くっていうのが最初のきっかけです。

「ひよこの家」にまず入る、あの、農道をとって茂みがたくさんあるんですけど、その茂み、もう、林なんですね。中があまり見えない状態になってるのですごく安心感があって、ああ、ここは誰にも見られないぞ、っていうのがまず最初の印象です。平屋のおばあちゃん家みたいな感じの雰囲気、すごくアットホームな雰囲気があって、なんか、ほかのところとはちょっと違うっていうのがありました。学校感ゼロで、家！みたいな感じのところなので、本当に居場所って呼ぶのにすごく相応しい・・・、最初の雰囲気が、いいところっていう印象があります。

芳村：それから「ひよこの家」にかよえるようになってきたんだけど、2か月間くらいは一日いられなかったんですね。

【「ひよこの家」が居場所になる】

宗俊：そうですね。やっぱりいじめが原因でもありましたので、人間不信

ということですが、葛藤があって、なかなか新しい人と関わること苦手といいますか、怖いというのが一番最初にあるんです。「ひよこの家」も安心できるのは分かるんですけど、なかなか心を開くまではいなくて、最初の2か月は母と宇都宮から車で「ひよこの家」に来て芳村さんに挨拶して帰ってという毎日で、もうそれが精一杯、もうそれ以上できなくて…。でも、そのうち、「ひよこの家」にいる子どもたち結構自分もつらい思いをしてくれている子が多いので、話しかけに外に出てきてくれたりとか、スタッフさんが無理強いしないで「今日はどうか、入れるかな？」と言ってきて、ちょっと一歩入ってみたりとかして、すごい時間をかけて私はやっと行けるようになりました。スタッフさんの寄り添いももちろんすごい良かったんですけど、やっぱり友達っていいですか、同級生の子とか、かよっている子たちがすごく助けてくれたかなというのがあります。

【再度「学校復帰」するも裏目に】

芳村：3年生になるときにいろいろ思ったんですよね？

宗俊：そうですね。やっぱり学校に行かなくていい気持ちはずっとあって、学校復帰を目的としてないってところはすごく安心できる部分ではあったんですけども、やっぱり学校に行かなくていい気持ちはずっと持ち続けていて。でもそれって私だけじゃなくて、みんなそうだったんですね私のときは。ちょっと先陣を切ろうと思って、私もがんばってこう、エネルギーもたまったらと思って、行きました。

結構大変だったんですけど。制服を着るのにも1時間かかったりうぐらひの感じだったんですけど、当時私立から公立に転校したので、公立って小学校のときの友達とかもいたりするので、大丈夫だろうと思って、毎日行ってきましたっけ？1週間ぐらいたぶん毎日がんばって行ってたんですけど、私立のときにいじめの主犯格だった子が同じ学校に転校してきて、ばったり会っちゃったんですよ。1年後、1年振りぐらいに会って、最初は幻覚だと思ったんですけど幻覚じゃなくて、でもそれって先生は絶対知ってるじゃないですか。先生に聞いたら、「だって、言ったら来なかったでしょ？」って言われちゃって。そこから、フェンスを登って帰ったんですよ。もう何も先生にも言わないで、教室を飛び出してフェンスを登ってお家に帰って、母に、居た！って言って、そしたら、もう行かなくて大丈夫ってなって。それでまたひよこの家に戻ったんですけど、それもまた暖かく迎えてくれて、出戻りみたいになっちゃったんですけど、別にそんな悪く言われず、来てくれてありがとぐらいな感じで迎えてくれたので、やっぱり、帰る場所だったんだなここはって思えたので、すごい良かったなと思います。

【やっぱり居場所は「ひよこ」】

芳村：3年生になってからのひよこの家での心境とかを聞かせてもらっていいですか？

宗俊：はい。中学校3年生になってからは、ひよこファミリーって呼ぶことにしたんです。

全員を家族に見立てて、家系図とかを作って、あなたは父、あなたは兄とか決めて。「ちょっと兄、給食たべよ」とかって言って、ファミリーを作るとかやったりして。

でもそういうのってやっぱり、中3の先輩がそういうふうな関りをしてくれたので、私もそういうふうに関わっていいのかなと思って、そういう連鎖がたぶん、ひよこの家ってできてると思うんですよ。

そういうところって入りやすいと思うんですよ。ああ私の場所あるんだ、私ここなんだ、この立ち位置なんだなって分かったら、入りやすいのもありますし、居やすいですし、ずっと居ていいよって言われてるんだなってというのが間接的にすごく伝わってくるのです。いているんですけど、そういうふうにして、その中3のときにそういう感情が生まれたかなと思います。

芳村：貴恵さんは、この3年間、ひよこの家で子どもたちの支援のためにお手伝いしてくださって、そして今は、遠くからみんなを支えてあげたい、また、生きていく姿を見せていきたいなということで、ひよこから離れて働いていらっしゃる。それでこの、ひよこの家で過ごした時間とおして感じたこととか学んだと思うこととか、そういったことっていろいろありますか？

【ひよこで得たものは何か】

宗俊：たくさん生きる力について学んだなっていろいろあります。知識とか勉強とかの面ではお休みしてたので全然十分じゃないと思うんですけど、生きる力のことについて、生きるってどういうことなんだろうとか、どういうふうに住きたいだろう私はとか、自分と向き合う時間がすごくたくさんあったので、勉強しないぶん。なので、その中で自分と向き合う力もつきました。

あと一番良かったなと思うのが、他人の信頼できるおとなに出会えたことだと思うんですよ。家族にも友達にも先輩にも言えないことってありますよね、みんなあると思うんですけど、そういうことを相談できるスタッフさんに出会えたのが私にとってすごく良かったなと思います。卒業した今でも相談聞いてくれるスタッフさんいますし、そういう人に出会うことって、なかなかこういう経験を通じてじゃないと、ないと思うんですよ。なので、そこがすごく、私が一番良かったなって思うところなんです。

あとはやっぱり友達ですね。一生付き合える友達と出会えたっていうのもありますし、そういう、一番つらい時期にお互いを知ってるからこそ分かり合えることとかもたくさんあるので、そういう面ではすごく良かったなと思います。

高根沢町「ひよこの家」物語

● 対談—その 2

たかはし

高橋かつのりさん（前高根沢町長・参議院議員）

なかのけんさく

中野謙作さん（栃木県若年者支援機構代表理事）

<「ひよこの家」設立のきっかけ>

中野：ちょうど最初に、確か高橋さんが町長に就任されたときに、町の教育委員会が農村改善センターにありましたよね。あの一室に確か適応指導教室、いわゆる不登校の子どもたちが学校教育法に基づいて行く場所があったと思うんです。

高橋：ありましたね。

中野：その時に違和感を感じられたという話を聞いてましたので。ちょっとその時の話をできればと思います。

高橋：平成 10 年に僕は 8 月でしたが、町長に当選をして……。そしてあの時 40 歳でしたからね。まずはいろいろな町の将来を考える上で町のことを知らなきゃいけないということで、あらゆる部署の現場を歩きました。その時に教育委員会の部局でしたけれども、いわゆる文部科学省のいところの適応指導教室に行きました。僕はあんまりこの言葉が好きじゃないんだけど、一応行政用語だからさ、適応指導教室というのがあってね。それは町の教育委員会が入る施設の一角にその部屋があって。じゃあどのくらいの子どもさんが来てるのかなと思ったら、確か僕が行った時は、子どもは一人だけだったかな。自分はその時にそれを見させていただいてお話も聞かせていただいて、そして視察が終わった後、学校教育課の職員の皆さんと話し合いを持って、多分これは適応指導教室を設置したけれども誰も来ないのは、来ない子どもたちが悪いのではなくて、その子たちに原因があるのではなくて、適応指導教室というこの施設自体に問題があるんじゃないの？ それしか考えられないよというような思いを持ちました。それがすべての出発点だったかなと思いますね。

<ある男子の場合>

高橋：つばさね。

中野：自転車と電車と自転車です。

高橋：学校に行けなくなったつばさ君が自宅から自転車で 30 分か？ 確か。東北線の駅まで。宇都宮線の駅まで。その駅から乗って宝積寺まで 40 分か。宝積寺駅からまた自転車で 3、40 分かけて。

そしてひよこの家に小学校から中学校、いわゆる学齢中学校卒業するまで皆勤だったんだよね。すぐ近くの、自宅の近くの学校に行けなかったつばさ君がね。ひよこのスタッフもつばさ君にとにかく彼に寄り添うと。まずは寄り添って傷ついてしまった心とか羽を休めて、そして新たなスタートを切ろうじゃないかってことで、徹底して寄り添ってくれたよね。

中野：もう本当。それがね。でもこうやってつばさがあやうって社会に出てきちんと一人前の社会人になってるわけですからね。

高橋：町長にならしていただいて、いろんなことを思い切り取り組んだけど、本当につばさという今立派に社会人になってる。この子がいるだけでも俺は政治家冥利に尽きるってものだよな。そんなくらいつばさ君は思い出深い子だね。

中野：本当ですね。

<義務教育のその先—町長の限界>

中野：実は 16 年前にイベントありましたよね。町でやったイベント。

高橋：やったね。

中野：やりましたね。あそこで自分が司会とコーディネータをやって。町長とお亡くなりになった村井さんと山本和彦君が登壇してもらって。あの時町長に言った一言、僕はすごい覚える。何かというと、村井さんや山本君の話を聞いた高橋さんが『中野さん、これ、中学で終わりじゃないんだな』って言った。『まだまだ支援は続くじゃないか。』僕、あの一言がきっかけで実は、あ、居場所が必要なんだ。あ、就労支援が必要なんだ。ってということで、どんどん幅を広げなくちゃいけないと思ったのが、実はあのシンポジウムだったんですよ。

高橋：その問題はまだ自分自身にとっても解決できていないっていうか、課題です。というのは、市町村だからね。市町村はどうしても義務教育年齢までということになってしまいうしよ。義務教育まで。だから高根沢町長としてはそこまでしかできなかったんだけど、その時にやっぱり限界感じたのは、今、中野さんが言った義務教育年齢を終えた子達をどうするのかっていうこと。これは町長としてはなかなか手出

しができない世界だった。いろんな意味でね。でも今は、俺は国会議員だから、それはやらなきゃいけないんだよ。

中野：ぜひ教育の。

高橋：やらなきゃいけないんだよ。やっぱりね、つばさを見たらやらなきゃいけないんだよ。

中野：本当ですね。

高橋：彼があれだけ立派な社会人になったんだ。みんななってるよ。みんななってるよ。

中野：本当です。

<ひよこに学校給食をもってこよう！>

高橋：それとさ、やっぱりこれだけは俺、言っておきたい。さっきから出てくる阿久津正係長。ひよこの家が始まったとき、原則、お弁当持ってきてくださいってことになったんだ。ところが一人弁当持ってこれない子がいたんだ。阿久津係長がよく調べたら、その子の家は今でいう貧困家庭なんだよな。それで阿久津が考えたのが『よし、このひよこの家に学校給食を持ってこよう』なんだよね。

中野：でも衛生面や道路の幅の問題で、到底議会なんか通らなかったですよ、あれは。

高橋：それともう一つは、これは役所行政の常なんだが、あまり新しいこととか変わったことはしたくないという壁があるんだよ。それを行政の一員である阿久津正係長が破ったんですよ。そしてひよこの家に学校給食が来たんだよ。で、ひよこの家の子どもたちも高根沢町のほかの小学校中学校と同じ、子どもたちが食べてるものと同じものをひよこの家で食べられるんだよ。阿久津なんだよ、これやったのは。

中野：いや、本当ですね。

<学校復帰を前提としない>

中野：僕も初年度、ひよこにベタで入っていて。あの当時確か中学3年生が4人いたと思うんですね。で、子どもたちには学校行かなくても大丈夫、ここで試験も受けられるし、勉強もできるし、受験もできるよ。卒業もちゃんと校長先生来てくれるからねって話を。本当に来てくれたじゃないですか。まあでもそういう話を。ちょうど始まったのが確か9月でしたよね。その12月ごろに中学3年生の男の子2人から急に、あれだけ僕が大丈夫大丈夫、ここにいれば大丈夫だよって言ったら、子どもたちが『中野さん、俺、学校に戻ってもいいかな？』ってことを言いました。あれだけ学校復帰を前提としたことで学校を拒絶した子どもたちが、学校復帰を前提としないことで学校復帰という選択肢が生まれた。こんな逆転の発想は僕は本当に驚いたんですね。でもその結果なんだかんだって百人以上いる中で一名だけが家庭の事情で就職しましたが、それ以外全員高校を進学している。または学校に戻っている子たちもいる。だから学校復帰を前提とするんじゃなくて、逆に学校復帰を前提としないことでひよこは新たな不登校の道を僕は本当に作ったと思うんです。

高橋：中野さんには本当に立ち上げの時からそのコンセプト、理念、お世話になった。その結果が今のお話だと思うし。私もそれで報告を受けてうわーって新たな発見があったっていうのがあるよね。そしてその時に思った。やっぱり町長として最初に感じたあの感覚は間違っではないなかった。学校復帰を前提としないことで子どもたちの選択肢が広がってそして子どもたちが自ら考えて行動する。そういう形になったわけだよな。これはすごいことだったと思います。

高橋：成功する秘訣っていうのは、絶対あきらめないこと。

中野：本当ですね。

検証：日本の子どもは今—その1 子どもに向けられた体罰・暴力

子どもは体罰をどう受け止めてきたか？

—早稲田大学大学院体罰調査プロジェクトチーム

『若者を対象とした子ども期の家庭における体罰等の実態・意識調査報告書』

なかがわ ともお

中川 友生（早稲田大学大学院・神戸市総合療育センター技術職員・理学療法士）

近年、家庭において「しつけ」と称する、養育者から子どもへの体罰が社会問題になっています。2017年にセーブ・ザ・チルドレンの権利条約 第137号 2019年9月15日

ン・ジャパンは2万人の成人を対象に、家庭における体罰の実態・意識調査を実施し、その6割が体罰容認意識を持つことが

明らかになりました。養育者から子どもへの体罰問題の解決には、養育者やおとなの体罰容認意識の転換が必要ですが、同じくらいに問題の解決主体として、子ども自身が SOS を発するなど権利侵害の救済を求めていくことが重要です。では、家庭における養育者からの体罰等を子どもは、どう受けとめてきたのか。それを理解するために、養育される側（子ども）の視点で体罰に関する調査を行う必要があると考え、私たち体罰調査プロジェクトチームは、2019 年 1 月、子ども期に最も近い若者 3,127 人を対象に、子ども期の家庭における養育者からの体罰等に関する実態・意識についてインターネット調査を実施しました。

<調査方法>

調査は、18 歳から 25 歳の若者を対象に、子ども期の①「体罰等の意識を中心とした調査項目」、②「体罰等の実態を中心とした調査項目」の 2 層にわけて実施しました。対象者数は、①が 3,127 人、②は①の回答者から、養育者から体罰等を「うけた」と答えたものと「うけたことがない」と答えたものが、ほぼ同数になるように抽出した 2,035 人でした。質問項目は、調査①では、子ども期に養育者から体罰等を受けた意識があるか、子ども期の暮らしぶり（貧困感、安心感、愛情感）、子育てに体罰等を使用することについてであった。調査②では、子ども期に養育者からうけた体罰等の形態や頻度、体罰等を受けた際の感情、体罰等を受けた際の相談先などでした。調査結果は、プロジェクトチームの教員、療育施設職員、スクールソーシャルワーカーなど子どもと関わる実践者と若者当時者で分析しました。

<若者の子ども期の体罰調査結果からみえてきたもの>

●養育する側（おとな）より養育される側（子ども・若者）の方が体罰否定意識が強い

若者は、子育てで体罰等を「使用するべきでない」と答えた者が 53.7%（図 1）でした。セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン（2018）の報告では、養育する側（おとな）は「決して使用するべきでない」と答えたものが 43.3%であり、若者の方が子育てにおける体罰等の使用に否定的な傾向がうかがえます。これは、養育される側の体罰否定意識が、年齢とともに、もしくは養育する側になると体罰容認意識に転換するとも解釈できます。子どもへの体罰防止を進展していくためには、子ども・若者の体罰等を否定する意識を高めるとともに、体罰等の否定意識を容認意識に転換させないための取組が求められています。

●子ども・若者の体罰否定意識をさらに高めるために

若者が子ども期に養育者からうけた体罰等の行為と、うけた際

の感情が表 1 になります。養育者からうけた行為で多かったものは、「小突かれる」などのソフトな身体的暴力、「殴る・蹴る」などのハードな身体的暴力、「怒鳴られる、暴言をうける」という精神的暴力であり、回答者の 60%が経験していました。また、子ども期に体罰等の行為を受けた際には、養育者への恐怖感、怒り、不信感などの否定的な感情を持った者が多かったのですが、中でも「無視される、馬鹿にされる」行為へ否定的な感情を持ったものが 82%と最も高い割合でした。これらの人格やプライドを傷つけられる行為は、人間として扱われないこと、すなわち人権侵害への否定的感情が高いといえます。今後、子ども・若者の体罰否定意識を高めていくために、身体的暴力だけでなく、品位を傷つける精神的暴力も体罰等の行為であることを子ども・若者に知らしめていく必要があると考えます。また、養育する側（おとな）に「しつけ」という目的があっても、体罰等は子どもの否定的な感情を産んでいたという結果から、体罰等は、おとなと子どもの良好な関係づくりへの悪影響をあたえる可能性があるということをおとなに知らしめていく必要があると考えます。

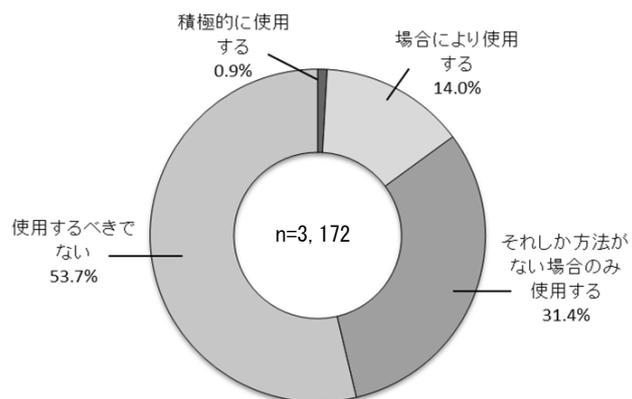


図 1 若者の子育てで体罰等を使用することについての意識

表 1 子ども期にうけた体罰等の形態とつけた際の感情

	経験者	肯定的な感情をもった	否定的な感情をもった
げんこつ、殴られる、蹴られる	60.8%	32.4%	67.6%
小突かれる、頭・おしりを軽く叩かれる	62.7%	44.0%	56.0%
長時間正座させられる、部屋に閉じ込められる	30.5%	32.9%	67.1%
怒鳴られる、脅される、暴言をうける	60.0%	30.5%	69.5%
相手にされない、にらまれる、馬鹿にされる	33.2%	18.0%	82.0%
何日も連続して身の回りのことをしてもらえない	11.5%	32.5%	67.5%
性的に嫌なこと、性的暴力	5.2%	35.8%	64.2%

n=2,035

●子ども・若者の体罰容認意識を転換させるために

若者は体罰の使用について否定意識は高いですが、それでも体罰容認意識を持つものは 46.3%おり、「それしか方法がない場合、使用する」という消極的な体罰容認意識が 31.4%と主

流でした。また、子ども期に体罰を「一度もうけたことがない」と答えたものに、具体的にうけた行為を聞くと、暴言やソフトな身体的暴力を「時々うけていた」と答えたものが15～20%がいました。これは、暴言やソフトな身体的暴力をうけたのに体罰等をうけた認識が若者がないことを示しています。他にも、若者が「しつけ」として許されないと考える行為についても、暴言、ソフトな身体的暴力は他の行為よりも下回っていました。この暴言やソフトな身体的暴力が体罰と認識されにくく、若者にも使用を容認されやすいのか。その理由として、体罰等の暴力行為を正しく認識できるほど、日本社会に体罰等の定義が普及していないことが考えられます。しかし、それ以上に、おとなが子どもに暴言やソフトな身体的暴力を使用することが、家庭、学校、地域などあらゆる環境で蔓延しており、子どもたちは、それらの行為による問題解決や他者をコントロールすることを学習しているのではないかと考えます。子ども・若者も、暴言・怒鳴る行為やソフトな身体的暴力も体罰・暴力であると正しく理解し、権利侵害である意識をもつことが、体罰容認意識を転換させていくのではないのでしょうか。

●子ども・若者が体罰等を「相談しない」現状をどう解決するか

子ども期に、養育者からの体罰等へ否定的な感情をもつのに、すべての体罰の形態で「誰にも相談しなかった」が41.5%から78.1%と、突出して多い結果でした。また、養育者からの体罰等を相談したものの相談先は「他の家族」、「友人」が上位で、「教師」、「相談機関」「居場所事業」に相談したものの割合が低かったです（図2）。なぜ、子どもは体罰等へ否定的な感情をもつのに相談しないのか。今回の調査で、子ども期の安全感と相談した経験の有無をみると、体罰等を相談したものの「安全感」も高かったのですが、「相談しなかった」ものの安全感も高いという結果が得られました。つまり、子ども期に誰にも相談しないことで安全感が得られる子どもが少なくないといえます。

●子どもが相談へ踏みだすための権利認識

私たちは、その理由を①相談方法や相談先が不明、②相談しても無駄というあきらめ感、③相談しても子どもが求める問題解決にいたらないという不安感、④暴力的な諸行為を正しく体罰等と認識できないこと、そして何より、⑤子どもが体罰等の不当性や人権侵害性を理解し、憤り、救済をもとめて良いという権利認識が十分でないと考えました。子どもが問題解決の主体として、自発的に相談に踏みだすためには、自らうけた体罰等の行為は権利侵害であり、問題解決に子どもの意見や希望が尊重され、状況に応じ支援をうけられるなどの権利意識を高める必要があります。そのために、子どもに対して、暴力防止にとどまらない、総合的な子どもの権利学習が求められています。

●子どもの「安心して相談する権利」を保障する支援システムを求めて

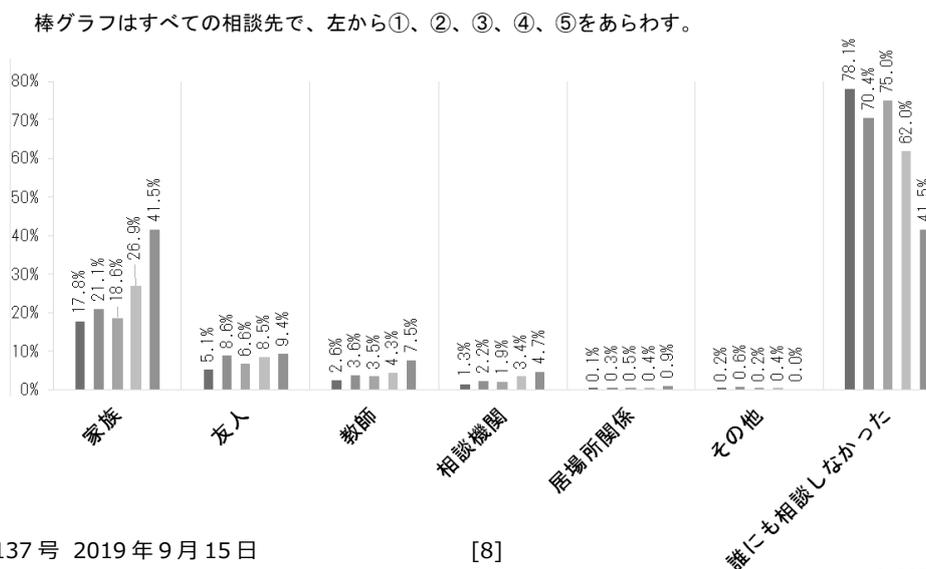
子どもが問題解決の主体として、安心して相談できる権利を保障されることは、子どもの安全な成長権の保障に不可欠です。2019年3月に成立した「東京都子供への虐待防止等に関する条例」の第9条（通告しやすい環境づくり）、あるいは同年2月に公表された、日本政府報告に対する第4・5回子どもの権利委員会総括所見では、子どもが安心して相談できる環境整備の必要性が言及されています。また、千葉県野田市児童虐待死事件で父親からの暴力被害の訴えを書いたアンケート用紙を父親に渡したことを問題視し、文部科学省は2019年3月、文部科学大臣名でメッセージ「全国の児童生徒のみなさん安心して相談してください」を発表するなど、子どもの「安心して相談できる権利」保障への取組みが活性化しています。

安心して相談できる権利を保障するには、量的な環境整備だけでは不十分です。むしろ質的な「子ども固有の相談システム」の確立が必要と考えます。子どもはテーブルで向き合うような対面的相談は好みません。子どもの成長や生活のニーズに応じた意見表明やSOS発信のサポート、子どもののぞむ問題解決とともに考える姿勢など、子どもの権利を基盤として子どもに寄り添うおとなのサポートが必要と考えます。

- ①身体的暴力
- ②無視する、馬鹿にする
- ③暴言・脅し
- ④身の回りの世話をされない
- ⑤性的暴力・いやなこと

図2

子ども期に養育者から体罰等をうけた際の相談先



47 の事業が子ども・若者の提案・ 提言の実現のための予算を確保

—早稲田大学卯月盛夫研究室・NPO わかものまのちの共同調査
『「子ども議会（会議）」「若者議会（会議）」の全国自治体調査』より

どひ じゅんや
土肥 潤也（NPO 法人わかものまのち 代表理事）

<なぜ「子ども議会（会議）」「若者議会（会議）」か？>

本調査は、我が国の自治体が子ども・若者の声をどのように受け止め、まちづくりに生かそうとしているのかを明らかにすることを目的に、全国の自治体（市区町村）で実施されている「子ども議会（会議）」「若者議会（会議）」の実態調査を実施しました。（早稲田大学卯月盛夫研究室とNPO わかものまのちの共同調査）

調査の結果の前に、なぜ「子ども議会（会議）」「若者議会（会議）」を調査対象としたのかに簡単に触れたいと思います。「子ども議会（会議）」「若者議会（会議）」は、国内で数多くの自治体が共通して取り組んでいます。その実態が明らかになっていないだけでなく、これまでほとんどの人が真剣に目を向けてきませんでした。とくに「子ども議会」について言えば、「ごっこ議会」や「おままごと議会」などと揶揄されることも多く、形骸的な子ども参加として取り上げられることもありました。

しかし、2016年の選挙権年齢の引き下げや、人口減少時代への移行の最中にあるここ数年で、積極的に子ども・若者の声を社会に生かそうとする実践が増え、「子ども議会（会議）」「若者議会（会議）」の意味についても見直しの時期にあるように感じています。世界にも目を向けてみれば、海外にも類似した取り組みが多く存在しており、新しい子ども・若者のまちづくり参加の仕組みを提案するよりも、実態に即した方法を検討できると考えられます。また、我が国の歴史を遡れば、戦後民主主義教育の一環として「子ども議会」に取り組んでいた記録もあります。こうしたことから、「子ども議会（会議）」「若者議会（会議）」を調査対象とすることは、今後の我が国の子ども・若者のまちづくり参加の展開を、歴史との連続性のなかで考えることができる意味で有用であると考えます。

<調査の概要>

今回、調査対象としたのは、自治体（市区町村）が主催する10から30歳までの子ども・若者を対象に含んだ「子ども議会（会議）」「若者議会（会議）」など、継続的に取り組んでいる子ども・若者による会議体としています。子ども・若者を一体として調査したのは、ここ数年で子ども・若者のまちづくり参加の実践は多様化しており、対象年齢の幅も様々であることから、一体的に扱うことが適切だと考えたためです。

本調査では、全国1,741の自治体を対象に調査紙を送付し、調査期間は2018年8月17日から9月15日までです。調査紙は、17の設問で構成し、(1)自治体の概要（自治体の人口）、「子ども議会（会議）」「若者議会（会議）」の実施の有無、(2)事業の実施概要（事業の名称、事業の実施期間、子ども・若者の募集方法、対象年齢、参加人数、事業年度内での実施回数、条例や要綱の有無、会議録・報告書の有無）、(3)事業の目的、(4)提案・提言の実現（提案への対応、提案の実現のための予算確保、提案を受けて実現した事業数）等について回答を求めました。なお、本調査で扱うすべての事業は単年度で開催されているものです。

<調査の結果>

調査の結果、1,196の自治体（回収率は約68.7%）から回答を得られました。ひとつの自治体がふたつ以上の事業に取り組んでいるケースもあり、対象事業は1,238事業となります。

まず、「子ども議会（会議）」「若者議会（会議）」（類似する事業を含む）に取り組んでいるかを尋ねた項目では、34.8%の自治体が「現在取り組んでいる」と回答し、「過去に取

り組んでいた」は 24.4%、「取り組んでいない」は 40.8%となりました（表－1）。全体の約 6 割の自治体が、「子ども議会（会議）」「若者議会（会議）」に「現在取り組んでいる」もしくは「過去に取り組んでいた」経験があり、全国的に高い割合で浸透していることが明らかになりました。

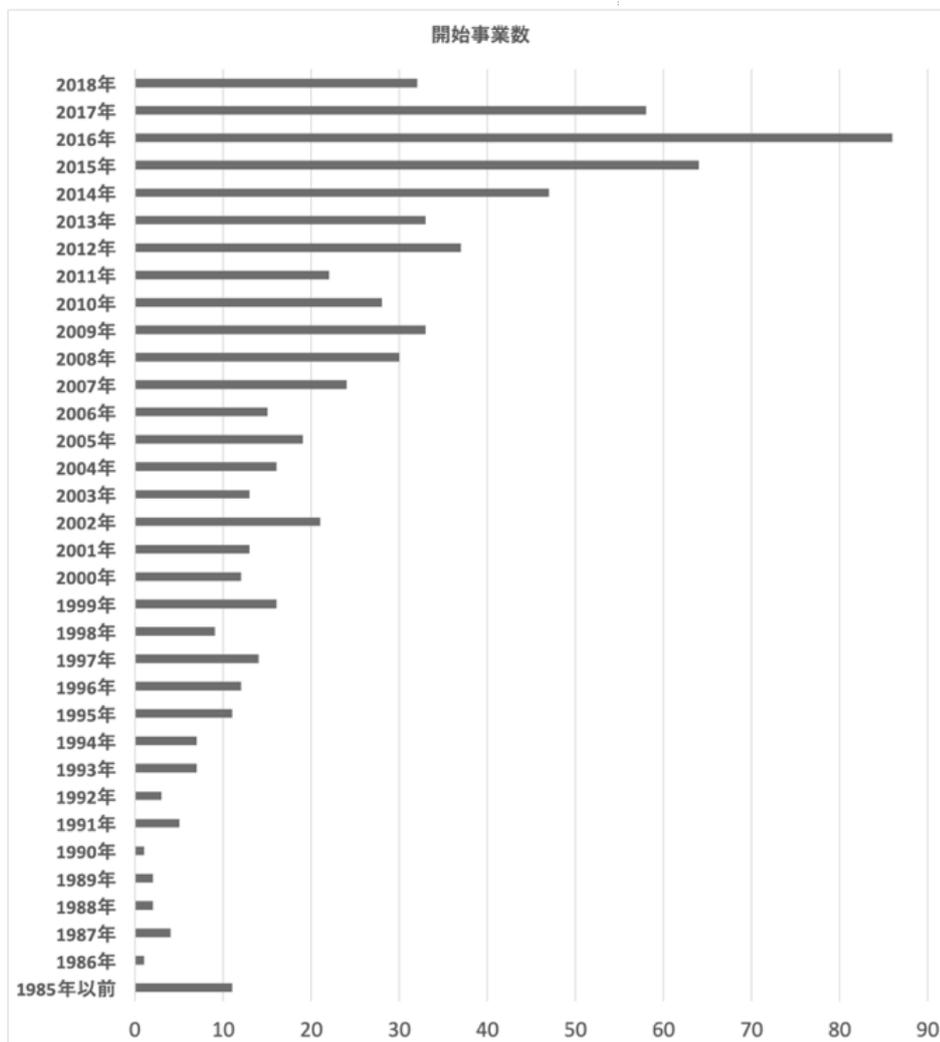
次に、「現在取り組んでいる」と「過去に取り組んでいた」と回答した 733 の事業について、その事業の開始年を尋ねた項目では、2014 年から 2017 年までの 4 年間で事業を開始した自治体が多いことが明らかになりました（図－1）。なお、この図は事業の累積数ではなく、それぞれの年ごとに開始した事業数を表しています。そのため、単年度で事業を終了した事業も数に含まれています。とくに 2016 年に事業を開始したものがもっとも多く、85 事業でした。

表－1 子ども議会・若者議会の実施状況

	事業数（構成比）
現在取り組んでいる	431 事業（34.8%）
過去に取り組んでいた	302 事業（24.4%）
取り組んでいない	505 事業（40.8%）

N=1238

図－1 事業の開始年



<具体的な活動内容>

次に「子ども議会（会議）」「若者議会（会議）」に「現在取り組んでいる」「過去に取り組んでいた」と回答した 733 事業について、事業内で子ども・若者が取り組む具体的な活動の内容について見ていきます。なお、「子ども議会（会議）」「若者議会（会議）」に「現在取り組んでいる」と「過去に取り組んでいた」事業は全体で 733 ですが、「過去に取り組んでいた」事業では、具体的な活動内容についての記録が残っておらず、回答が得られていないケースもあるため、後述の図表の母数は 709 です。

まず、事業年度内での活動回数を尋ねた項目では、1 回のみが 54.1%と半数以上で、2 回が次に多い 16.4%となりました（図－4）。「それ以上（6 回以上）」と回答した事業も 9.5%であり、活動の数が多い事業では、20 回以上の回答もありました。

事業内の活動内容を尋ねる項目では、「学ぶ」「議論する」「提案・提言する」「行動する」の 4 つの活動カテゴリーで構成し、カテゴリーごとに具体的な活動を小項目として設定し、回答を求めました。ひとつの事業で様々な活動に取り組んでいることから、事業ごとの子ども・若者の活動を参加のプロセスで見ていきます。

最も大きな割合となったのは「学ぶ－議論する－提案・提言する」の 36%であり、全体

の傾向としては、「提案・提言する」の活動を含む事業が 622 事業と、大部分を占めていることが明らかになりました。もっとも多かった「提案・提言する」の活動を小項目で見ると、自治体に対して提案・提言を行うと回答した事業がほとんどで、94.6%(594 事業)となりました。自治体以外の組織への提案・提言は 5.4%（34 事業）で、電車の増便を求めて JR へ提言する例や、地元企業への商品開発の提案、小中学校の児童・生徒に提案するという事例も見られました。

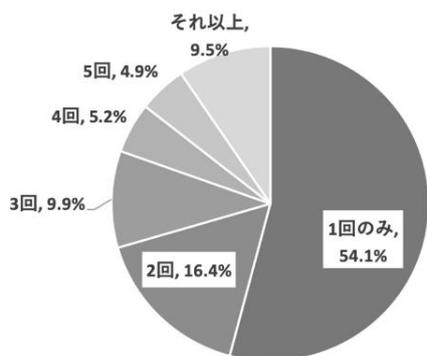


図-2 事業年度内の活動の回数

表-2 事業内で子ども・若者が取り組む活動⁽⁵⁾

	事業数	構成比
学ぶ	9	1.3%
学ぶ-議論する	40	5.6%
学ぶ-提案・提言する	101	14.2%
学ぶ-議論する-行動する	6	0.8%
学ぶ-議論する-提案・提言する	255	36.0%
学ぶ-提案・提言する-行動する	3	0.4%
学ぶ-提案・提言する-議論する-行動する	81	11.4%
議論する	28	3.9%
議論する-提案・提言する	41	5.8%
議論する-行動する	3	0.4%
議論する-提案・提言する-行動する	7	1.0%
提案・提言する	132	18.6%
提案・提言する-行動する	2	0.3%
行動する	1	0.1%

N=709

<47の事業が子ども・若者の提案・提言の実現のための予算を確保>

活動カテゴリーのなかでもっとも回答数が多かった「提案・提言する」の活動を実施している622事業のうち、子ども・若者からの提案・提言にどのように対応しているか尋ねた結果、「提案ごとに返答を行う」が70.6%、「できる限り提案を実現する」が21.5%、「基本的に回答しない」が7.7%、「すべての提案を実現する」が0.2%となりました(図-3)。このことから、提案・提言の内容を実現することよりも、子ども・若者が提案・提言を

作成することに重きを置く傾向が明らかになりました。

一方、子ども・若者からの提案・提言内容の実現の有無を尋ねた項目では、163の事業が提案・提言の実現を有と回答しています(表-3)。また、これらの事業について、提案・提言を実現するための独自の事業予算を確保しているかを尋ねた結果、47の事業が有と回答しました。全体の割合の中では、少ない数ではありますが、子ども・若者の提案・提言の実現のために予算確保をしているのは、極めて先進的です。

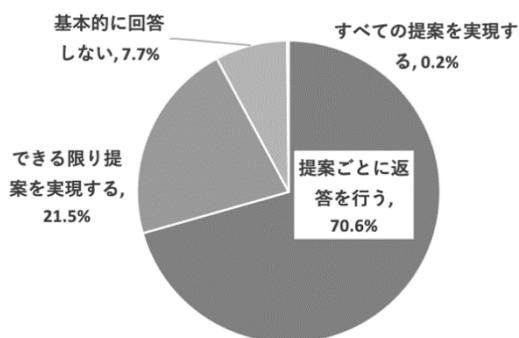


図-3 提案・提言への対応

表-3 提案・提言の予算確保と事業の実現の有無

	全体(提案・提言の活動を行っている事業)	
	事業数	構成比
提案・提言の予算を確保している事業	47	7.6%
提案・提言を実現した事業	163	26.5%

N=622

○調査から得られたこと

本調査では、「子ども議会(会議)」「若者議会(会議)」の全国的な傾向から、その実態を明らかにしてきました。この数年で、「子ども議会(会議)」「若者議会(会議)」の数は急激に増加しており、わずかな数ではありますが、47の事業が子ども・若者の提案・提言の実現のための予算を確保していることも明らかになりました。こうした実践が一時の流行りではなく、日常化していくことで、子ども・若者のまちづくり参加権の機会保障が当たり前になることを望んでいます。

なお、本稿では紙幅の関係上、すべての調査結果を報告することができません。より具体的な内容について関心がある方は、「NPO法人わかものまち」の公式HPをご参照ください。

<https://wakamachi.org/>

親子が幸せになる 子どもの学び大革命

・保坂展人 リヒテルズ直子著

・ほんの木 発行

・2018年9月

・1200円(税別)

●主な目次

はじめに

PART 1 自己肯定感を高めよう

PART 2 学校と楽しく PART 3 先生を笑顔に

PART 4 考え続ける力 PART 5 子どもが主役

結びの対談 教育の課題は世界共通

おわりに プロフィール



本書は、高校中退後、教育ジャーナリスト、衆議院議員を経て世田谷区長となった保坂展人さんと、オランダの教育事情に詳しく、同国ほか海外に30年以上在住するリヒテルズ直子さんとの対談をまとめた書です。

教育問題の取材を続け、90年代初頭に「早期教育」ブームに警鐘を鳴らした保坂さんは、現代を「社会の仕組みも仕事のやり方も大きく変わろうとして」いる時期と捉え、「明治期以来の学校教育も、大きな変化を迎える好機」と指摘します。そこで、リヒテルズさんとの対話を通し、「子どもも親も、先生も幸せになる教育、学校の姿」を探りました。

欧米や、アジア、アフリカ、南米などを巡ってきたリヒテルズさんは、日本を相対化し「新しい近代国家、欧米よりも遅れて発達した先進国」とみ

ます。「外見は近代的に見えても、人々の意識はまだまだ経済発展こそが社会の至上の目的だということを疑わない国」ともいいます。

「学校教育や人々の生き方にも、それは現れます。しかし、バブル崩壊後、経済が停滞し、高齢化も進んで社会環境が変化中、人々は「学校時代に苦しんで我慢した結果の人生に『幸福』を感じ取れなくな」った。戦後の高度経済成長を支える人材の育成重視の教育システムは、テストや試験で他者を出し抜く競争を浸透させ、「幸福」の基準を、相互扶助よりも、人と比べ優位に立たなければ感じられないものにした。ですが、もはやその幸せは享受しづらくなっています。

実際、2019年の世界幸福度ランキングでオランダは5位、日本は156か国中58位と過去最低です。オランダでは子どもの幸福度も高く、「子どもの自由や個人の発達を尊重した教育」を目指すことが1970年代以降の教育政策のベースにあり、「多くの学校が独自の教育ビジョンを実践し、創意工夫を重ね改善努力を続けている」とその背景を示唆します。

オルタナティブ・スクールも普及していて、リヒテルズさんが10年以上前から日本に紹介する同書の柱「イエナプラン」もその一つ。オランダでは60年代に紹介された後、「政府も注目し、画一教育から個別教育へと転換を図る教育改革にも大きな影響を与えた」。その教育で強調されるのは、「子どもたち自身による主体的な学び」「学びの当事者意識」で、子どもたち同士や教員との対話を重視します。例えば、学校生活をより良くするのも子どもたちの役割、責任であることを自覚できるようにするなど、教員の仕事は子どもの管理ではない。子どもの個別の発達を保障するため、学校が「生きて学ぶ、生活の場」となるよう、子どもの権利を守る保護者と協力するのです。

それは、保坂さんが世田谷区で推進する施策とも重なります。ただ、オランダは、短時間労働で生産効率が高く時間にゆとりがある。子どもの幸福度の高さは、家庭生活の豊かさが最大の要因だともいいます。教育と労働の連関は現役保護者の一人としても興味深く、今後の方向性を探る上でヒントをもたらすでしょう。

赤池 紀子 (早稲田大学大学院)

編集後記

子どもの権利条約ネットワークでは、子どもの権利条約採択30年、日本批准25年の節目に当たって、連続講座「日本の子どもの現実はどう変わったのか」を企画し、2019年度に入って、第1回=5月(24日)坪井節子さん(弁護士)、第2回=6月(21日)西野博之さん、第3回=7月(26日)天野秀昭さん、第4回=9月(20日)奥地圭子さん、第5回=11月(1日)甲斐田万智子さんの講演をお願いしました。当初は、講演記録をそのままニュースレターに反映する計画でしたが、子どもの権利保障における各分野の最前線のお話を毎月していただき、各々の回で充実した学びと討論がなされたことから、これを機械的に記録風に掲載することがもったいない、という気持ちを強く抱くようになりました。むしろ、お願いした講演のテーマに即して、その号の特集企画を組むほうが読者の方々にとっても好まれるのではないかと判断し、今回の号は、西野博之さんの講演に合わせて特集=ありのままの自分での権利、で組んでみました。次号は天野さんの講演を軸として、子どもの遊ぶ権利についての特集を企画してみたいと思います。(A・K)

「子どもの権利条約」No.137号

2019年9月15日発行

★発行(季刊・年4回)

子どもの権利条約ネットワーク

Network for the Convention on the Rights of the Child

〒152-0034 東京都目黒区緑が丘2-6-1

TEL&FAX 03-3724-5650

Eメール info@ncrc.jp

ホームページ <http://www.ncrc.jp/>

★発行人 喜多明人

★編集人 喜多明人・宇原佐知子

★年会費 5000円 学生 3000円

18歳未満 1000円

*郵便振替 00180-2-750150

*ゆうちょ銀行 〇一九店 当座 0750150

コドモノケンジョウヤクネットワーク

★印刷 (株)第一プリント